## 川越都市計画地区計画の変更 (川越市決定)

都市計画霞ケ関駅北口周辺地区地区計画を次のように決定する。

決定告示年月日 平成30年6月29日

				平成 30 年 6 月 29 日		
	名 称		霞ケ関駅北口周辺地区地区計画			
	位  置		川越市大字的場の一部			
	面積		約 3.9 ha			
地区計画の目標			本地区は、東武東上線霞ケ関駅北側に位置し、県道川越越生線(以下「県道」という。)が地区を縦断する。 本地区計画は、駅に隣接した立地を生かし、周辺住宅地の生活利便性を向上させるとともに、住環境の維持・向上を図ることを目標とする。			
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針		秩序ある市街地の形成を図るため、それぞれの特性に応じた3つの地区に区分し、計画的な土地利用の誘導を図る。 (1)駅前広場地区 周辺住宅地の利便性の向上を推進するために、日常生活を支える生活拠点機能の立地を図る地区とする。 (2)住商共存地区A 県道の拡幅に合わせて沿道の土地利用を促すとともに、周辺の住環境の維持・向上に資する土地利用を図る地区とする。 (3)住商共存地区B 周辺の住環境の維持・向上に資する土地利用を図る地区とする。			
	建築物等の 整備の方針		良好な市街地の形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、垣又はさくの構造の制限を定める。			

	建築物等に関する事項	地区の区 分		分の 称	駅前広場地区 (近隣商業地域)	住商共存地区A (第一種住居地域)	住商共存地区 B (第一種住居地域)	
地 区 整 備 計			区面	分の 積	約 1.7 ha	約 2.0 ha	約 0.2 ha	
		建築物等の用途の制限			屋、射的場、勝馬投票券発売	ならない。 - 畜舎(床面積の合計が 15 ㎡を超えるもの) 二 工場(建築基準法施行令第 130条の 6 に定めるものを除く) 三 火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理施設(敷地内建築物の供給処理に伴う貯蔵施設		
画		建築物の 敷地面積の 最低限度			130 ㎡ 100 ㎡ ただし、地区計画決定告示時に当該規定に適合しない土地について、			
		壁面の位置の 制 限			その全部を一つの敷地として使用する場合は適用しない。 建築物の壁面又はこれに代わる柱の面 (バルコニーを含む。) と隣地境界までの距離は 0.5m以上とする。ただし、建築物に付属する、床面積の合計が 5.0 m以下の物置、壁の無い構造の車庫・駐輪場については、その制限は適用しない。			
		高る	勿等の き の 限 度		20 m	16 m	12 m	
		垣又はさくの 構造の制限			道路に面する側に垣又はさくを設置する場合は、生け垣又は宅地 地盤面からの高さが 1.5m以下の塀又はフェンス等とする。ただし、 門柱、門扉については、その制限は適用しない。			
	備	7	5		公益上必要なもので、安全上、防火上及び衛生上周囲の環境を 害するおそれがないと市長が認めるものについては、上記の制 限は適用しない。			

「区域及び地区整備計画は、計画図表示のとおり」

理 由 駅を中心とした良好な市街地を実現するとともに、形成されている住環境を 今後の無秩序な建築行為により損なわないよう、維持・保全を図るものである。

## 霞ケ関駅北口周辺地区 地区計画 地区の区分図

